



平成16年度国土交通省PFIセミナー

PFIの現状と 事業者選定の留意点

平成16年 12月9日

西村ときわ法律事務所

弁護士 前田 博



はじめに

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律(「PFI推進法」)が施行されて5年余になる。平成16年11月19日現在、170件の公共事業がPFI(Private Finance Initiative)方式により実施されている。

・ 実施方針の公表	:12件
・ 特定事業の選定	: 4件
・ 民間事業者の選定手続中	:29件
・ 民間事業者の選定結果の公表	:14件
・ 事業契約締結	:75件
・ サービスの提供開始	:36件

PFI推進の状況

	PFIの進捗	事業者の状況	金融機関の状況
平成11年 ～ 平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI法施行(平成11年9月) ・ 一部地方自治体から始まる ・ 事業期間30年ものから始まる ・ ハコモノ中心 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゼネコン、リース、商社など ・ 「とにかく1件落札」 コスト競争激化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生保、信託、外銀に商機
平成14年 ～ 平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が参入 ・ 事業期間の短縮化(15～20年) ・ 病院などの運営型、合築への展開 		<ul style="list-style-type: none"> ・ メガバンクが積極化 ・ 地銀、信金、系統金融も力 ・ スプレッド低下傾向に 生保、外銀消極化



	PFIの進捗	事業者の状況	金融機関の状況
平成16年～	<ul style="list-style-type: none">・ 運営型重視の議論(図書館・病院)・ PFI法改正予定(平成17年通常国会)・ 事業規模、事業対象の拡大に基づく大規模な資金需要・ 規模・難易度の多様化・ 複合化の進展・ 準PFI手法の増加	<ul style="list-style-type: none">・ 新規参入組と大手ゼネコンが混在・ コスト重視 vs 運営重視・ ゼネコン、リース、商社などに加え、運営型ノウハウのある事業会社などの参画・ ハコモノのコスト競争激化	<ul style="list-style-type: none">・ 市場規模の拡大を認知、各社体制整備へ・ 地域金融機関さらに積極化・ スプレッド低下進む 運営型ヘシフト?

注) 日経公社債情報平成16年9月20日号「進化するPFIビジネス 銀行勢、1兆円市場の主導権競う」参照

1. PFI事業とは

(1) PFI事業の意義

- ・ PFI事業とは、「民間の**資金、経営能力及び技術的能力**を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営」に関する事業(PFI法第1条)。
- ・ 「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、・・・官民間の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等・・・に関する事業」(基本方針)としている。



(2) PFI事業の目的

(イ) 低廉かつ良質な公共サービスの提供

- 民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、かかる経験と能力の活用を図ること。
- PFI事業による公共サービスの提供
 - 適切なリスク分担による事業全体のリスク管理の効率化
 - 一体発注等による事業コストの削減等
 - 質の高い社会資本整備及び公共サービスの提供



(ロ) 公共サービスの提供における行政改革

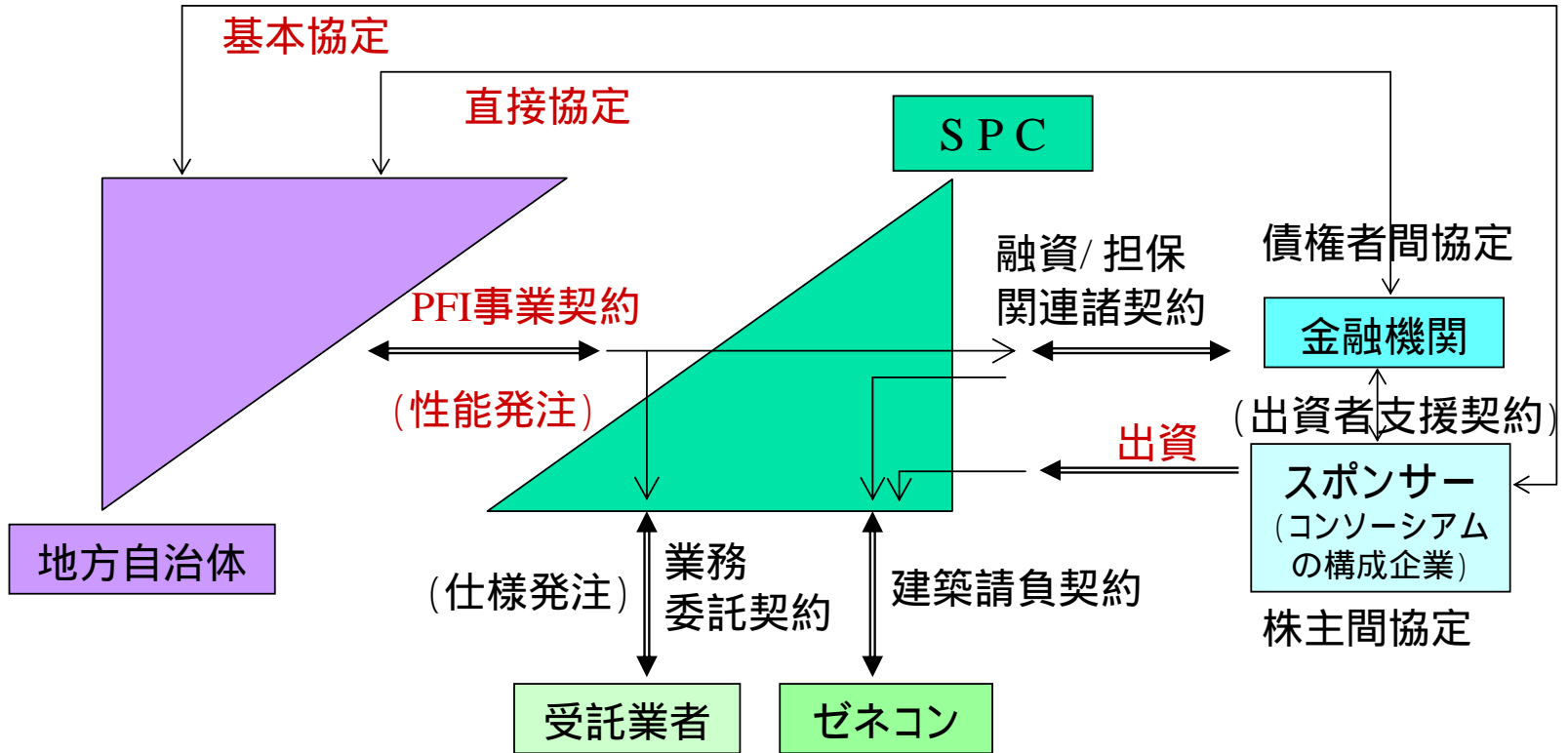
- 民間事業者にゆだねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、…できる限り民間事業者にゆだねて実施する。
- 官民間の適切なパートナーシップの形成

(ハ) 民間の事業機会の創出

- プロジェクト・ファイナンス
- 新規産業の創出と、経済構造改革の推進

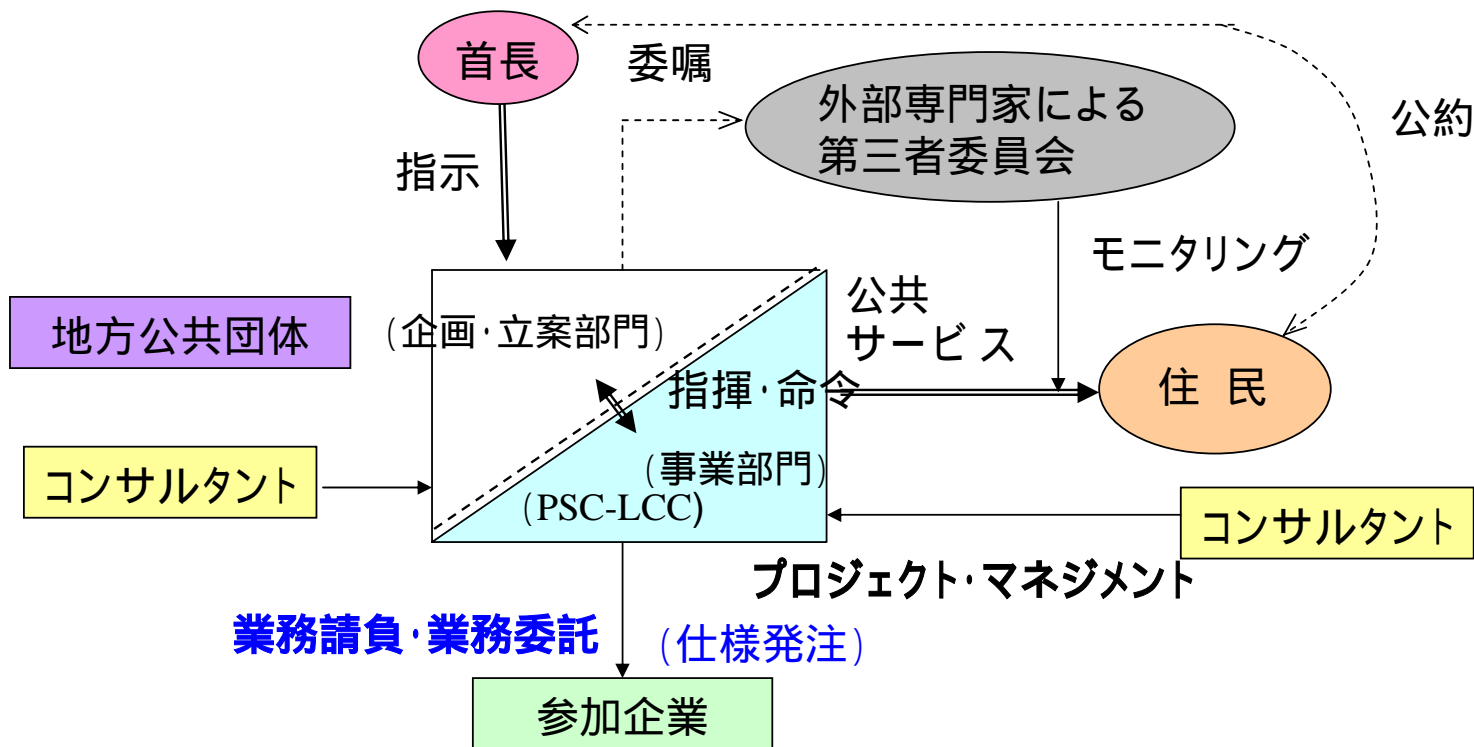
2.PFI事業の仕組み

(1) 契約主義 - 三セクとの違い



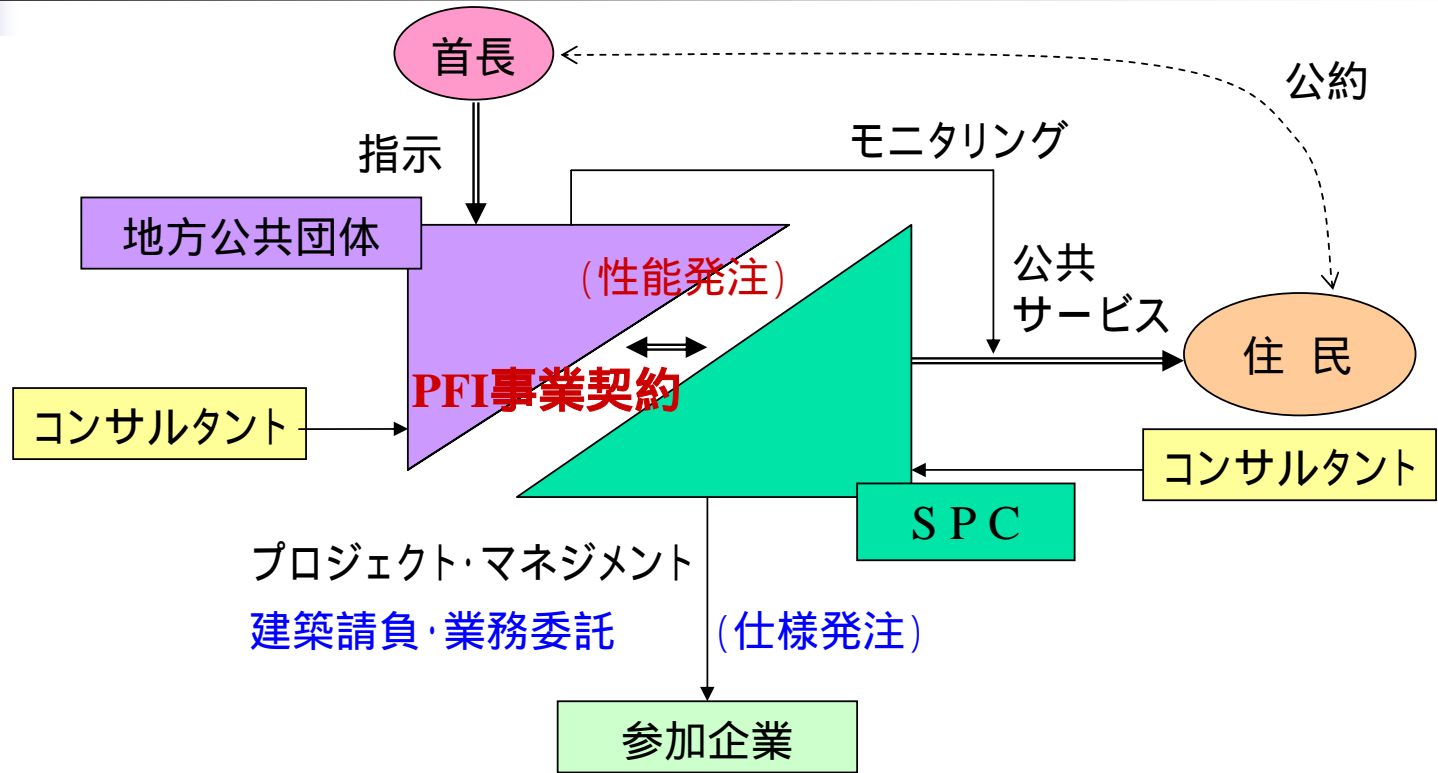
(2) PFIと公共事業の相違点

(イ) 公共工事方式



適切かつ十分な公共サービスが提供されているか否かをチェックする

(口) PFI方式



要求水準を満たしたサービスが市民に提供されているか否かをチェックする

(3) PFI事業におけるリスク移転

(イ) 公共工事方式 (ロ) PFI方式

要求水準の決定	地方公共団体	地方公共団体
コストの負担	地方公共団体	地方公共団体
仕様の決定	地方公共団体	民間事業者
公共サービスの提供	地方公共団体	民間事業者
資金の調達	地方公共団体	民間事業者

PFI方式活用のポイントは、一体・一括発注及び性能発注を含む、役割りと責任の移転である。



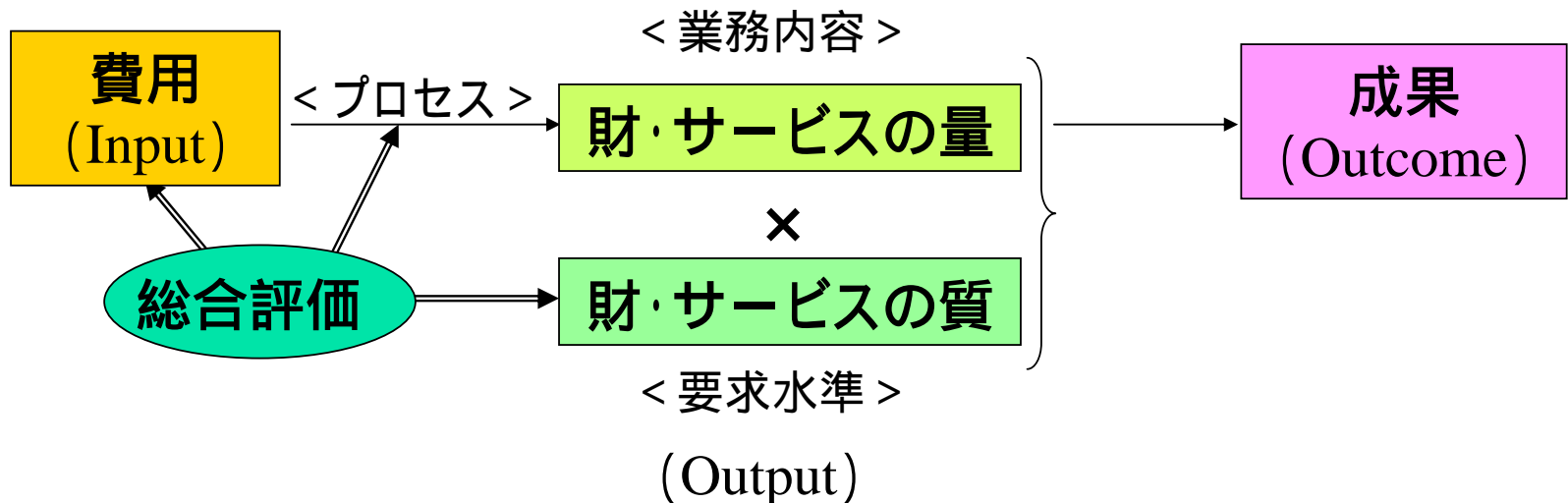
3. 民間事業者の選定方法

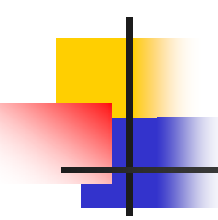
(1) 「地方自治体におけるPFI事業について」(自治画第67号 平成12年3月29日(平成15年9月2日一部改正))と題する自治事務次官通知において、次のように指摘している。

「・・・PFI契約においては、**価格のみならず、維持管理または運営の水準、PFI事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等々**を総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令第167条の10の2)の活用を図ること」

(2) 性能発注と総合評価の考え方

- 提供される財・サービスについて最善の提供方法を公共側で決定するのであれば、一般競争入札。しかし、財・サービスの最も効率的な提供方法につき、民間の創意工夫を活用しようとすると、「総合評価」する必要がある。





(3) 学識経験者からの意見聴取

普通地方自治体の長は、下記の3点について、学識経験者の意見を聞かなければならないとしている。

総合評価一般競争入札を行なうことを決めるとき
総合評価一般競争入札で落札者を決定するとき
「落札者決定基準」を決めるとき



(4) 民間事業者からの提案事項

民間事業者の事業実施能力を評価するために、必要な事項について提案を求めることとなる。例えば、以下のような点について提案を求めることも考えられる。

マネジメント・チーム

仕様書

協力企業の選定方法

セルフ・モニタリングの方法

緊急事態への対応方法、体制

資金調達の方法

(5) 提案金額と提案内容とのバランスについて

- ・ いわゆる「足し算方式 (P+Q)」と「割り算方式 (Q/P)」とがあるが、実務上は「足し算方式」を採用することも多い。

	<u>提案金額 (P)</u>	<u>提案内容 (Q)</u>
提案 (甲)	50	50
提案 (乙)	48	49

- ・ 「足し算方式」を採用する場合、「定性評価点の1点を定量評価点に概算した場合、提案金額のいくりに相当することになるのか」に注意を払っている。
- ・ 定性評価 (点) と定量評価 (点) の関係が公正に定められていないと、「質」と「価格」とを正しく総合評価することができない。

4. 専門家の役割

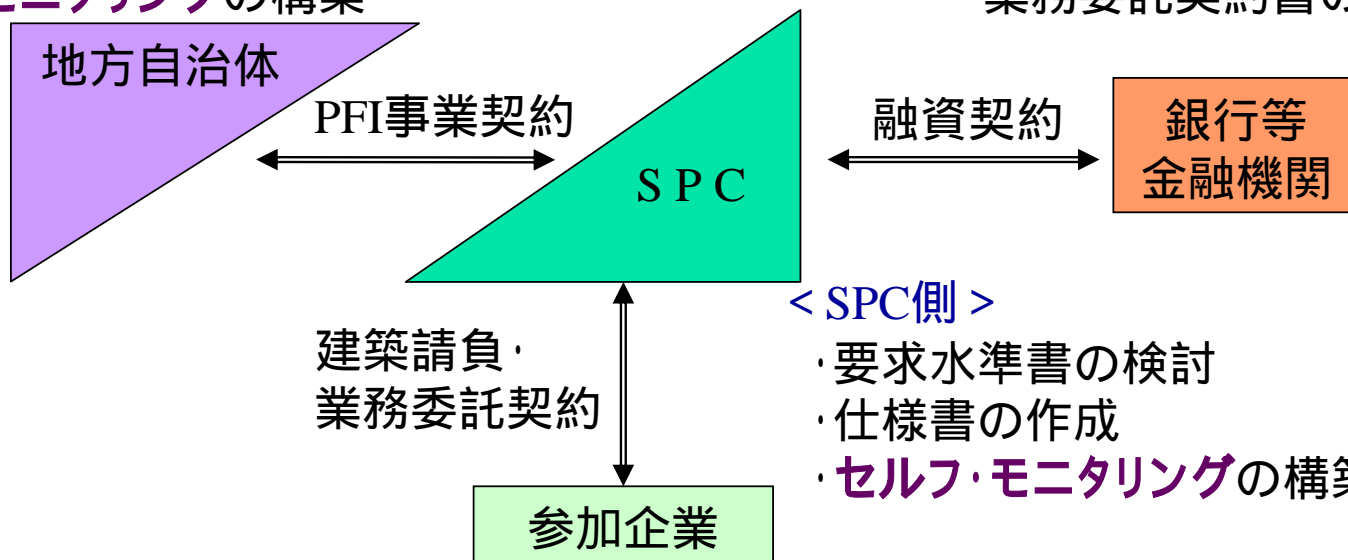
(1) コンサルタントの業務内容

< 地方自治体側 >

- ・要求水準書の作成
- ・仕様書の内容確認
- ・**モニタリング**の構築

< 金融機関側 >

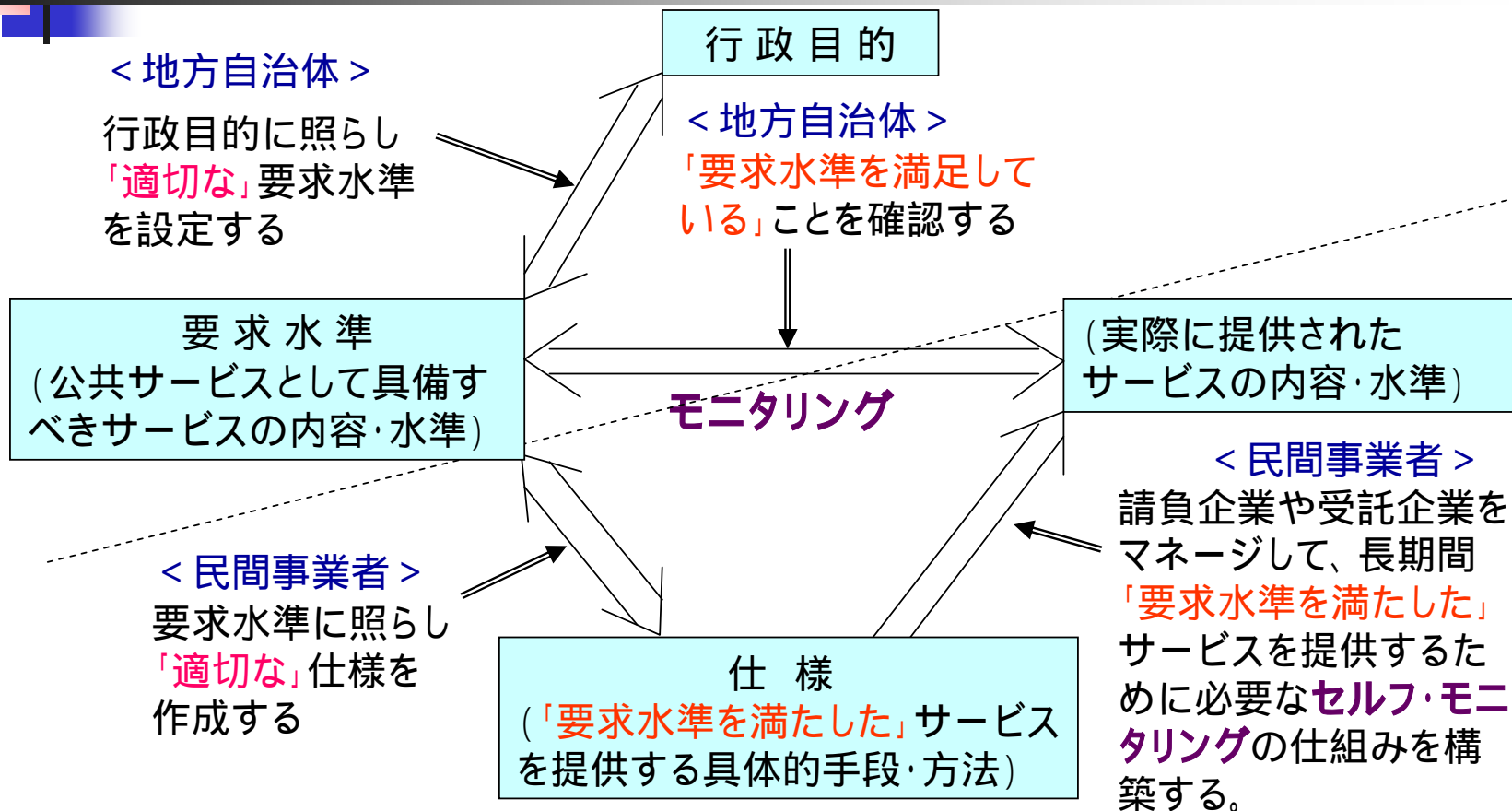
- ・要求水準書の内容確認
- ・仕様書の検討
- ・業務委託契約書の検討



< SPC側 >

- ・要求水準書の検討
- ・仕様書の作成
- ・**セルフ・モニタリング**の構築

(2) 契約協議の必要性 — 専門的知識の重要性



PFI事業の推進のために

